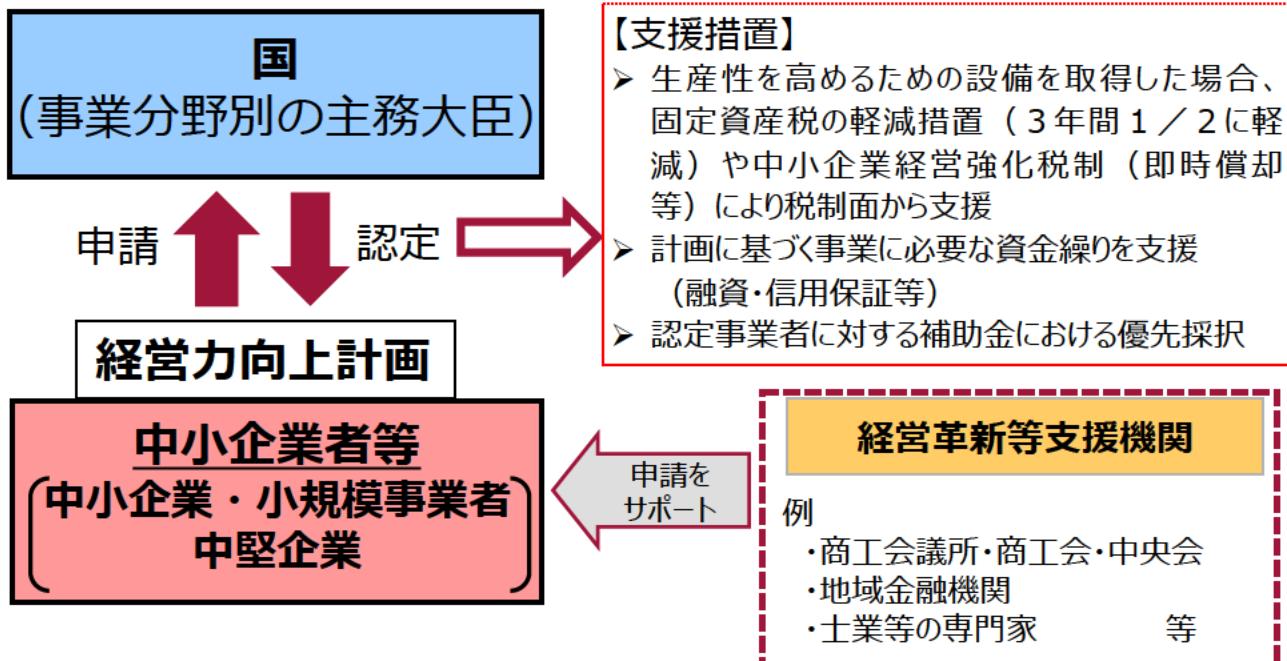


# 1. 経営力向上計画の概要

## (1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



## (2) 制度利用のポイント

### 【ポイント1】申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

### 【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

### 【ポイント3】計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧下さい。

# 1. 経営力向上計画の概要

## (3) 制度活用の流れ

### 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

#### 税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

#### 金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。



### 2. 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認

- 「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
- 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
- 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）



### 3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 6）

- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）



### 4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- 税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行